新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	現　行	改　正　案	備考
	第１編　総則	第１編　総則	
	第２章　基本理念及び重点を置くべき事項	第２章　基本理念及び重点を置くべき事項	
	第２節　重点を置くべき事項	第２節　重点を置くべき事項	
1-5	３．住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	３．住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	
	住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。	住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。	表記の整理
	４．被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	４．被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	
	被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図る。	被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。	表記の整理
	第３章　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第３章　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
	第２節　処理すべき事務又は業務の大綱	第２節　処理すべき事務又は業務の大綱	
	１．市	１．市	
1-6	④ 避難の勧告、指示、準備情報等の発令を行う。	④避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等の発令を行う。	避難情報の名称変更
	２．県	２．県	
	①　県	①　県	
1-7	オ　避難の勧告、指示を代行することができる。	オ　避難勧告、避難指示（緊急）の発令を代行することができる。	避難情報の名称変更
	５．指定公共機関	５．指定公共機関	
1-14	④　日本銀行	④　日本銀行	日本銀行防災業務計画との整合を図るため。
	災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。	
	ア　金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。	ア　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節	
		ⅰ　通貨の円滑な供給の確保	
		ⅱ　現金供給のための輸送、通信手段の確保	
		ⅲ　通貨および金融の調節	
	イ　り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。	イ　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	
		ⅰ　決済システムの安定的な運行に係る措置	
		ⅱ　資金の貸付け	
	ウ　金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。	ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置	
		エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	
	ⅰ　り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約	オ　各種措置に関する広報	
		カ　海外中央銀行等との連絡・調整	
	ⅱ　手形交換については、交換開始時刻、交換尻決		

	済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認 iii　災害関係融資について実情に即した措置 エ　損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。 オ　国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。 カ　日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。 キ　上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。		
	６．指定地方公共機関 ⑩　公益社団法人愛知県看護協会 （略）	６．指定地方公共機関 ⑩　公益社団法人愛知県看護協会 （略）	
1-17	（追加）	⑪　一般社団法人愛知県病院協会 医療及び助産活動に協力する。	指定地方公共機関の追加
	⑪　一般社団法人愛知県ＬＰガス協会 （略）	⑫　一般社団法人愛知県ＬＰガス協会 （略）	
	第２編　災害予防計画 第１章　防災協働社会の形成推進 第２節　自主防災組織・ボランティアに関する計画 １．自主防災組織に関する計画 （１）自主防災組織の活動 ②　災害発生時の活動 ・　（略） ・　（略） ・　（略）	第２編　災害予防計画 第１章　防災協働社会の形成推進 第２節　自主防災組織・ボランティアに関する計画 １．自主防災組織に関する計画 （１）自主防災組織の活動 ②　災害発生時の活動 ・　（略） ・　（略） ・　（略）	
2-3	・住民に対する避難勧告・指示等の伝達 ・　（略） ・　（略） ・　（略）	・住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達 ・　（略） ・　（略） ・　（略）	避難情報の名称変更
	（２）自主防災組織と防災関係団体等とのネットワーク活動の推進 市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築するため、共同で防災訓練に取り組むなど、必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。	（２）自主防災組織等との連携体制の推進 市は、平時から自主防災組織、防災に関するＮＰＯ及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）
	２．ボランティアに関する計画	２．ボランティアに関する計画	
2-5	④防災ボランティア活動の普及・啓発 市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくり	④防災ボランティア活動の普及・啓発 市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくり	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）

	を進めるため、普及・啓発活動を行う。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。	を進めるため、普及・啓発活動を行う。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、関係機関等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実に努めるものとする。	
	第２章　防災訓練及び防災意識の向上	第２章　防災訓練及び防災意識の向上	
	第１節　防災訓練の実施	第１節　防災訓練の実施	
	１～２　（略）	１～２　（略）	
2-8	（追加）	３．広域応援訓練 市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県や他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練の実施に努める。	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）
	３．防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。	４．防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
2-9	４～５　（略）	５～６　（略）	
	第２節　防災のための意識啓発・広報	第２節　防災のための意識啓発・広報	
	１．防災意識の啓発	１．防災意識の啓発	
2-10	市は、災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。	市は、災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）
	（５）警報等や避難指示等の意味と内容	（５）警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容	避難情報の名称変更
	３．家庭内備蓄等の推進	３．家庭内備蓄等の推進	
2-11	市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進する。	市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進する。 また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	第３章　避難対策	第３章　避難対策	

	第１節　避難に関する計画 ６．市及び防災上重要な施設管理者の避難計画	第１節　避難に関する計画 ６．市及び防災上重要な施設管理者の避難計画	
2-15	主体：市 内容：（１）市の避難計画 避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。 ア　避難の勧告、指示等を行う基準及び伝達方法 イ～カ　（略） （２）　略 主体：（略） 内容：（略）	主体：市 内容：（１）市の避難計画 避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。 ア　避難勧告、避難指示（緊急）等を行う基準及び伝達方法 イ～カ　（略） （２）　略 主体：（略） 内容：（略）	避難情報の名称変更
	第２節　必需物資の確保対策	第２節　必需物資の確保対策	
2-16	（２）食品及び生活必需品の確保 市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。 ①　米穀の確保 市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。	（２）食品及び生活必需品の確保 市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。 ①　米穀の確保 市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。	表記の整理
	第４章　避難行動の促進対策 第１節　気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第４章　避難行動の促進対策 第１節　気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	
2-17	県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。	県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	第２節　緊急避難場所及び避難道路の指定等 １．緊急避難場所の指定 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令	第２節　緊急避難場所及び避難道路の指定等 １．緊急避難場所の指定 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令	対策の追加（防災基本計画の

	に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。 なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。 また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。	に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。 また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。	修正）
	第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 １．市における措置 （１）マニュアルの作成 ①～④　（略）	第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 １．市における措置 （１）マニュアルの作成 ①～④　（略）	
2-19	（追加）	⑤情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める	対策の追加（防災基本計画の修正）
	⑤避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること	⑥避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること	表記の整理（防災基本計画の修正）
	⑥避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること ア　避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める （略） イ　（略）	⑦避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること ア　避難勧告等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める （略） イ　（略）	避難情報の名称変更
2-20	（３）判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	（３）事前準備 市は、避難勧告等を発令する際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	避難情報の名称変更
		また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	第４節　避難誘導等に係る計画の策定 １．市及び防災上重要な施設の管理者における措置	第４節　避難誘導等に係る計画の策定 １．市及び防災上重要な施設の管理者における措置	
	市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ	市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ	対策の追加（防災基本計画の

	避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。	避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。	修正）
	第５節　避難に関する意識啓発 １．市における措置 （２）避難のための知識の普及 ②避難時における知識 ・　（略） ・　（略）	第５節　避難に関する意識啓発 １．市における措置 （２）避難のための知識の普及 ②避難時における知識 ・　（略） ・　（略）	
2-22	・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと	・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと	表記の整理（防災基本計画の修正）
	（３）その他	（３）その他	
	防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。	①防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	（追加）	②市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。	
	（追加）	③市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。	
	第５章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第１節　避難所の指定・整備 １．市町村における措置 （１）避難所等の整備	第５章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第１節　避難所の指定・整備 １．市町村における措置 （１）避難所等の整備	
2-23	市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。 また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。	市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。 また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。 なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	（２）指定避難所の指定 ②　（略）	（２）指定避難所の指定 ②　（略）	
2-24	※介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。	※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。	表記の整理
	（追加）	③指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）

	③～④　（略）	④～⑤　（略）	
	（５）避難所の運営体制の整備	（５）避難所の運営体制の整備	
	市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。	①市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。	「妊産婦・乳幼児を守る災害時ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」の策定
	（追加）	②市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	③避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）
	第２節　要配慮者支援対策	第２節　要配慮者支援対策	
	（３）避難行動要支援者対策	（３）避難行動要支援者対策	
	②避難行動要支援者名簿の整備等	②避難行動要支援者名簿の整備等	
	ア　要配慮者の把握	ア　要配慮者の把握	
2-25	市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。	市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。	表記の整理
	エ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 （略）	エ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 （略）	
2-26	また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。	また、市は、条例等の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。	表記の整理（防災基本計画の修正）
	⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	
2-27	避難勧告・指示を行った場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページや防災情報ブログに加え電話、ＦＡＸによる情報伝達に努めるものとする。	避難勧告等を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページや防災情報ブログに加え電話、ＦＡＸによる情報伝達に努めるものとする。	避難情報の名称変更
	２．外国人等に対する対策	２．外国人等に対する対策	
	市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。	市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。	表記の整理（防災基本計画の修正）
	第９章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第９章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
	１．市及び防災関係機関における措置	１．市及び防災関係機関における措置	

	（５）人材の育成等	（５）人材の育成等	
2-36	市は、防災に携わる者に高度な知識･技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。	市は、防災に携わる者に高度な知識･技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。	表記の整理（防災基本計画の修正）
	（略）	（略）	
	（６）防災中枢機能の充実	（６）防災中枢機能の充実	
	保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。	市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	４．情報の収集・連絡体制の整備	４．情報の収集・連絡体制の整備	
	(２)通信施設・設備等	(２)通信施設・設備等	
	③防災情報システムの整備	③防災情報システムの整備	
2-37	市、県び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。	市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。	表記の整理
		また、市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	６．道路河川等の復旧等に係る施設・設備等	６．道路等の復旧に係る施設・設備等	表記の整理
	災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輌では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輌等を導入する。	災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輌では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輌等を導入する。	
	（略）	（略）	
	８．応急仮設住宅の設置に係る事前対策	８．応急仮設住宅の設置に係る事前対策	
2-38	応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。	市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。	表記の整理
	９．災害廃棄物処理に係る事前対策	９．災害廃棄物処理に係る事前対策	
	（１）市災害廃棄物処理計画の策定	（１）市災害廃棄物処理計画の策定	
	市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮	市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）及び愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置	愛知県災害廃棄物処理計画の策定

	設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	
	１０．罹災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	１０．罹災証明書の発行体制の整備 （１）市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	（追加）	（２）市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	第１０章　水害予防対策 （略） ■水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。	第１０章　水害予防対策 （略） ■水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。	
2-40	（追加）	■住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	（略） 第２節　雨水出水対策 １．市における措置 （１）公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。	（略） 第２節　雨水出水対策 １．市における措置 （１）公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。	表記の整理
	第３節　浸水想定区域における対策 ２．浸水想定区域のある市における措置 （２）ハザードマップ（防災マップ）の配布	第３節　浸水想定区域における対策 ２．浸水想定区域のある市における措置 （２）ハザードマップ（防災マップ）の配布	
2-42	浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。	浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	４．要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置	４．要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置	

	（追加） 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。 （１）計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 （２）　（略） （３）　（略）	（１）計画の策定等 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。 ①計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成 ②　（略） ③　（略）	対策の追加（防災基本計画の修正）
	（追加）	（２）実施状況の確認等 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	第１２章　事故・火災等予防対策 第４節　地下街等の保安対策 ４．県警察における措置	第１２章　事故・火災等予防対策 第４節　地下街等の保安対策 ４．県警察における措置	
2-52	（３）救急救助資機材の整備 大規模地下街災害に対処できるように救急救助資機材の整備に努める。	（３）救急救助用資機材の整備 大規模地下街災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。	表記の整理（防災基本計画との整合）
	第１３章　広域応援体制の整備 第１節　広域応援体制の整備 １．市における措置 （２）応援協定の締結等	第１３章　広域応援体制の整備 第１節　広域応援体制の整備 １．市における措置 （２）応援協定の締結等	
2-54	（追加）	①相互応援協定 市は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。	表記の整理（防災基本計画との整合）
	市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 8 条、第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。また、防災関係機関は、災害対策基本法第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、同様の措置を講ずるよう努める。	②民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	（３）防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 市は、円滑に国又は県等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備	（３）防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 市は、円滑に国又は県等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備	対策の追加（防災基本計画の修正）

	及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	
2-55	（追加）	第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備 １　市における措置 （１）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 （２）訓練・検証等 市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しに努めるものとする。	対策の追加（熊本地震の課題検証報告） 対策の追加（熊本地震の課題検証報告）
	第３編　災害応急対策計画 第１章　活動体制（組織の動員配備） 第１節　災害対策本部の組織等 ３．災害対策本部の配備	第３編　災害応急対策計画 第１章　活動体制（組織の動員配備） 第１節　災害対策本部の組織等 ３．災害対策本部の配備	
3-2	（２）本部員会議 ②　本部員会議で協議する事項 ・（略） ・（略） ・避難勧告・指示及び災害救助法の適用に関すること。 ・（略）	（２）本部員会議 ②　本部員会議で協議する事項 ・（略） ・（略） ・避難勧告等の発令及び災害救助法の適用に関すること。 ・（略）	避難情報の名称変更
	第３章　被害状況等の収集・伝達 （略）	第３章　被害状況等の収集・伝達 （略）	
3-8	市、県及び防災関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等の収集・伝達活動を行うものとする。	市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	１．市における措置 （２）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 （略） この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを	１．市における措置 （２）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 （略） この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示（緊急）等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報シス	避難情報の名称変更

<table>
<tr>
<td></td>
<td>有効に活用するものとする。
（３）行方不明者の情報収集
　捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</td>
<td>テムを有効に活用するものとする。
（３）行方不明者の情報収集
　捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。</td>
<td>表記の整理（防災基本計画の修正）</td>
</tr>
<tr>
<td>3-17</td>
<td>第６章　広報
<table>
<tr><th>主体</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市、消防及び警察等防災関係機関</td><td>①　広報活動
イ　広報の内容
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・避難に関する情報（避難場所、避難勧告、指示等）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）</td></tr>
<tr><td>②　（略）</td></tr>
<tr><td>③　（略）</td></tr>
</table></td>
<td>第６章　広報
<table>
<tr><th>主体</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市、消防及び警察等防災関係機関</td><td>①　広報活動
イ　広報の内容
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・避難に関する情報（避難場所、避難勧告、避難指示（緊急）等）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）
・　（略）</td></tr>
<tr><td>②　（略）</td></tr>
<tr><td>③　（略）</td></tr>
</table></td>
<td>避難情報の名称変更</td>
</tr>
<tr>
<td>3-19</td>
<td>第７章　避難
第１節　避難対策
１．市における措置
（１）避難のための準備情報・勧告・指示
①避難勧告・避難指示（緊急）
　気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。
　その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。</td>
<td>第７章　避難
第１節　避難対策
１．市における措置
（１）避難勧告等
①避難勧告・避難指示（緊急）
　気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。
　その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難</td>
<td>避難情報の名称変更
避難情報の名称変更</td>
</tr>
</table>

	避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努める。	のための立退きを勧告又は指示する。 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、避難勧告及び避難指示（緊急）等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。	
	②避難準備・高齢者等避難開始 （略）	②避難準備・高齢者等避難開始 （略）	
	また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。	また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設する。	避難情報の名称変更
	③屋内避難 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。	③屋内安全確保 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。	表記の整理（防災基本計画の修正）
3-20	④対象地域の設定 避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。	④対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。	避難情報の名称変更
	（追加）	⑤避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	⑤事前の情報提供 避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。	⑥事前の情報提供 避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	（２）知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。	（２）知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。	表記の整理（防災基本計画の修正）
	３．実施責任者と避難勧告・指示の時期及び発令基準	３．実施責任者と避難勧告・避難指示（緊急）の時期及び発令基準	避難情報の名称変更
3-21	（２）避難勧告、指示の時期 ・避難の勧告、指示は、危険が切迫する前に十分な余	（２）避難勧告、避難指示（緊急）の時期 ・避難勧告、避難指示（緊急）は、危険が切迫する前	避難情報の名称変更

	裕をもって行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策を行い、衣類や食料品の準備等の最低限の措置を講じて、避難所へ向かうことができるように努める。 ・避難勧告や指示に至る前から、地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民等への注意を促す。	に十分な余裕をもって行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策を行い、衣類や食料品の準備等の最低限の措置を講じて、避難所へ向かうことができるように努める。 ・避難勧告や避難指示（緊急）に至る前から、地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民等への注意を促す。	
	（３）避難勧告、指示の発令基準	（３）避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準	避難情報の名称変更
	・避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報など、具体的・客観的な基準をマニュアルで定めるものとする。 ・　（略）	・避難勧告、避難指示（緊急）を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報など、具体的・客観的な基準をマニュアルで定めるものとする。 ・　（略）	
3-24	９．避難勧告・指示の周知、報告及び避難の準備	９．避難勧告・避難指示（緊急）の周知、報告及び避難の準備	避難情報の名称変更
	（１）避難の勧告・指示等の周知徹底	（１）避難勧告等の周知徹底	避難情報の名称変更
	・避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 ・　（略） ・避難の勧告・指示等は、できるかぎりその理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。また、日頃から避難先及び避難経路等について、住民への周知徹底に努めるものとする。	・避難勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 ・　（略） ・避難勧告等は、できるかぎりその理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。また、日頃から避難先及び避難経路等について、住民への周知徹底に努めるものとする。	
	（２）関係機関への報告等	（２）関係機関への報告等	
	・市長は、避難勧告・指示等による避難措置を実施したときは、速やかに知事（尾張県民事務所長）に報告するとともに、関係機関に通知又は連絡するものとする。 ・　（略）	・市長は、避難勧告等による避難措置を実施したときは、速やかに知事（尾張県民事務所長）に報告するとともに、関係機関に通知又は連絡するものとする。 ・　（略）	避難情報の名称変更
	１０．モーターサイレンによる周知	１０．モーターサイレンによる周知	
3-25	市内に設置されたモーターサイレンにより、避難勧告・指示等を住民等に周知するものとする。	市内に設置されたモーターサイレンにより、避難勧告等を住民等に周知するものとする。	避難情報の名称変更
	１１．避難勧告・指示等が出された場合の留意事項 （略）	１１．避難勧告等が出された場合の留意事項 （略）	避難情報の名称変更
	１２．避難誘導及び移送 （１）住民等の避難誘導	１２．避難誘導及び移送 （１）住民等の避難誘導	
	避難は、原則として住民等が自主的に行うものとするが、市あるいは警察官等の避難措置の実施者は、次の事項に留意し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。	①避難は、原則として住民等が自主的に行うものとするが、市職員や警察官等の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。	表記の整理
	①避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他	（削除）	

	の避難に資する情報の提供に努める ②できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。 ③避難行動要支援者の避難を優先して行う。 ④避難行動要支援者の避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。	②誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。 ③避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。	
	第２節　避難所の開設・運営 （略）	第２節　避難所の開設・運営 （略）	
3-27	要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、福祉避難所を開設したり、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、福祉避難所を開設したり、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	表記の整理（防災基本計画の修正）
	２．避難所の運営	２．避難所の運営	
3-28	⑨避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。	⑨避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）
	⑩避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努める。	⑩避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯやボランティア等の協力が得られるよう努める。	表記の整理（防災基本計画の修正（H28.5））
3-29	⑫公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」（県と県内５つの生活衛生同業組合との協定）に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。	⑫公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」（県と県内５つの生活衛生同業組合との協定）に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。	表記の整理
	３．避難所の供与	３．避難所の供与	
3-29	（１）対象者 ②　災害によって被害を受けるおそれがある者 ・避難勧告、指示等が出された場合 ・避難勧告、指示等は出されていないが、緊急に避難することが必要な場合	（１）対象者 ②　災害によって被害を受けるおそれがある者 ・避難勧告等が出された場合 ・避難勧告等は出されていないが、緊急に避難することが必要な場合	避難情報の名称変更

<table>
<tr><td></td><td>第８章　要配慮者支援対策
７．外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
　次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</td><td>第８章　要配慮者支援対策
７．外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
　次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</td><td></td></tr>
<tr><td>3-32</td><td>（４）通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</td><td>（４）通訳ボランティア等の避難所等への派遣</td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>第１２章　水・食品・生活必需品の供給
第２節　食品の供給</td><td>第１２章　水・食品・生活必需品の供給
第２節　食品の供給</td><td></td></tr>
<tr><td>3-42</td><td><table><tr><th>（４）米穀</th></tr><tr><td>②米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第４章Ｉ第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</td></tr></table></td><td><table><tr><th>（４）米穀</th></tr><tr><td>②米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第４章Ｉ第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</td></tr></table></td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>第１４章　交通施設対策
２．運転者の措置
災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</td><td>第１４章　交通施設対策
２．運転者の措置
災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td>3-47</td><td>③警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</td><td>③警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</td><td>災害対策基本法の一部改正</td></tr>
<tr><td></td><td>第１５章　ライフライン施設等の応急対策
　電力、ガス、水道、一般通信施設等は、住民生活や産業活動上に欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けた場合において各事業者は、これらの供給をできるかぎり円滑に継続するための応急措置を講じるものとする。</td><td>第１５章　ライフライン施設等の応急対策
　電力、ガス、水道、一般通信施設等は、住民生活や産業活動上に欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けた場合において各事業者は、これらの供給をできるかぎり円滑に継続するための応急措置を講じるものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>3-48</td><td></td><td>　また、復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</td><td>対策の追加（防災基本計画の修正）</td></tr>
<tr><td></td><td>第１７章　応援協力・派遣要請
第２節　職員派遣の要請等</td><td>第１７章　応援協力・派遣要請
第２節　職員派遣の要請等</td><td></td></tr>
<tr><td>3-53</td><td><table><tr><th>主体</th><th>内容</th></tr><tr><td>市長</td><td>（１）職員の派遣
①～③　（略）
（追加）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>主体</th><th>内容</th></tr><tr><td>市長</td><td>（１）職員の派遣
①～③　（略）
④被災市町村への市職員の派遣
・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>対策の追加（防災基本計画の修正）</td></tr>
</table>

頁	現行	修正案	修正理由
	第２３章　学校における対策 （５）教科書、学用品等の給与	第２３章　学校における対策 （５）教科書、学用品等の給与	
3-70	市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、所定の様式により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。	市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校等の児童及び生徒に対して学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、所定の様式により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。	表記の整理
	第３０章　災害救助法の適用 （３）救助の種類及び期間等	第３０章　災害救助法の適用 （３）救助の種類及び期間等	
3-80	災害救助法が適用された場合、市長は知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助を行う。救助の種類、方法、期間等の詳細は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。以下は救助の種類と原則的な期間である。 （略）	災害救助法が適用された場合、市長は知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助を行う。また、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。救助の種類、方法、期間等の詳細は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。以下は救助の種類と原則的な期間である。 （略）	災害救助法に関する記載の充実
	第４編　災害復旧・復興計画	第４編　災害復旧・復興計画	
－	（追加）	第１章　復興体制 ■大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。 ■大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。 ■市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。 ■被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。 第１節　復興本部の設置等 １　市における措置 （１）市復興本部の設置 本市において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置する。 （２）市復興本部の組織及び運営 本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。 （３）本部会議の開催	対策の追加

		本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。 第２節　復興計画等の策定 １　市における措置 （１）市復興計画の策定 特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域となった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 第３節　職員の派遣要請 １　市における措置 （１）国の職員の派遣要請（復興法第 53 条） 市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。 （２）他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17） 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。 （３）職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条） 市長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。 また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。	
4-1	第１章　公共施設等災害復旧対策	第２章　公共施設等災害復旧対策	表記の整理
4-4	第２章　災害廃棄物処理対策	第３章　災害廃棄物処理対策	表記の整理
4-5	第３章　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 第３節　住宅等対策	第４章　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 第３節　住宅等対策	表記の整理
4-7	２．独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 第５節　農林水産業の再建支援 １．市における措置 （３）施設復旧	２．独立行政法人住宅金融支援機構における措置 第５節　農林水産業の再建支援 １．市における措置 （３）施設復旧	表記の整理
4-8	第１章　公共施設等災害復旧対策 参照	第２章　公共施設等災害復旧対策 参照	表記の整理
	第５編　原子力災害対策計画 第２章　放射性物質及び原子力災害応急対策	第５編　原子力災害対策計画 第２章　放射性物質及び原子力災害応急対策	

<table>
<tr><td>5-4</td>
<td>３．緊急事態応急対策
（略）
<table>
<tr><th>主体</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>市</td><td>・（略）
・原子力緊急事態宣言に際して、国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。
・（略）
・（略）
・健康相談窓口で心身の健康相談に応じたり、食品の安全等に関する相談や、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、住民等からの問い合わせに対応する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>３．緊急事態応急対策
（略）
<table>
<tr><th>主体</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>市</td><td>・（略）
・原子力緊急事態宣言に際して、国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難勧告・避難指示（緊急）を速やかに実施する。
・（略）
・（略）
・健康相談窓口で心身の健康相談に応じたり、食品の安全等に関する相談や、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、住民等からの問い合わせに対応する。なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。</td></tr>
</table>
</td>
<td>避難情報の名称変更

表記の整理</td></tr>
</table>